

ひた市民環境会議会則

(目的)

第1条 日田市域の市民、事業者、行政が協働して環境保全活動を展開し、もって地域の良好な環境の保全を確保し、地球環境保全に貢献する「環境共生都市」を実現することを目的として、ひた市民環境会議を設立する。

(活動)

第2条 ひた市民環境会議は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 日田市環境基本計画の進行管理に関すること
- (2) 具体的な環境保全活動の企画・実践および支援
- (3) 環境に配慮した市民行動普及のための情報交流および広報
- (4) 日田エコロジーセンターに関すること
- (5) その他ひた市民環境会議の目的に沿った活動

(構成)

第3条 ひた市民環境会議は、第1条の目的に賛同し、日田市域で生活又は事業を営む市民、事業者、行政で構成する。

(役員)

第4条 ひた市民環境会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、企画運営会議の議長をもって充て、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長の推薦及び企画運営会議の承認により決定し、会長に事故あるときは共同してその職務を代行する。
- 4 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(企画運営会議)

第5条 第2条の活動を推進するため、企画運営会議を置く。

- 2 企画運営会議は、ワーキングチームの部長・副部長、環境基本計画策定に関与した者で現にワーキングチームで活動している者等で構成する。
- 3 構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 企画運営会議の議長は、企画運営会議構成員の互選により決定する。
- 5 企画運営会議は、第2条に定めるもののほか、次の活動を行う。

- (1) 具体的環境保全活動計画の取りまとめ
- (2) ワーキングチームの設置及び運営に関する調整
- (3) 市民、事業者、各種団体への広報及び情報の収集・提供
- (4) 年次活動報告の取りまとめ
- (5) その他ひた市民環境会議に関する事項の立案

(アドバイザー)

第6条 ひた市民環境会議は、活動の円滑な推進を図るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。アドバイザーは、ひた市民環境会議の活動において必要な助言をする。

(ワーキングチーム)

第7条 企画運営会議の下に、ワーキングチームを複数置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、企画運営会議の構成員および市民公募により参画を希望する者により構成する。参加人数の制限はしない。
- 3 各チームに部長1名、副部長2名を置く。
- 4 ワーキングチームは、ひた市民環境会議の活動方針に基づき、具体的行動計画の立案、実践及び支援など、協力して必要な活動を行う。

(総会)

第8条 ひた市民環境会議参加者全員による総会を原則として年1回開催する。また、必要に応じ会長は臨時総会を開くことができる。

(事務局)

第9条 ひた市民環境会議の事務局は、当面、日田市田島2丁目6-1(市民環境部環境課)に置くが、運営状況により決定する。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成13年12月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年3月16日から施行する。